

事務連絡(安-2020-67)

令和3年1月25日

(配布先)

施工担当部署長・建設所長・設備部長
副部長、副所長、統括工事長(建築・土木)
安全長・安全主任
S・BLC関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店
安全環境部長

【紙回覧】 道路使用時の第三者の安全確保について(要請)

標記のように、安全環境本部より事務連絡が発行されましたので周知の上、徹底願います。

令和3年になり、他支店の建築工事作業所において、道路使用を伴う作業中に、第三者が転倒する災害が連続して発生しました。(別紙参照)

関西支店においては、同種災害はありませんが、発生すると社会的ダメージを受けかねません。

つきましては、同種災害再発防止の為に、安全環境本部安全部長の要請を作業所関係者に周知徹底するようにしてください。

以上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 20-48
令和3年1月18日

安全環境本部
安全部長

道路使用時の第三者の安全確保について（要請）

1月9日(土)と13日(水)、複数の当社建築工事作業所において、道路使用を伴う作業中に、自転車に乗った第三者が転倒する事案が連続して発生しました。1件目は軽傷で済みましたが、2件目では、右足大腿骨頸部骨折という大怪我を負わせてしまいました。(別紙1, 別紙2参照)

両事案とも、道路使用に伴い、カラーコーン等を使用して、第三者を歩道から車道へ、あるいは車道から歩道へ誘導していましたが、歩車道ブロックの段差を解消する措置をとっていなかったために、自転車に乗ったままの第三者が段差部分で転倒したもので、あってはならない事案です。

つきましては、同種事案の再発防止を図るため、下記の事項について作業所関係者に周知徹底するよう要請します。

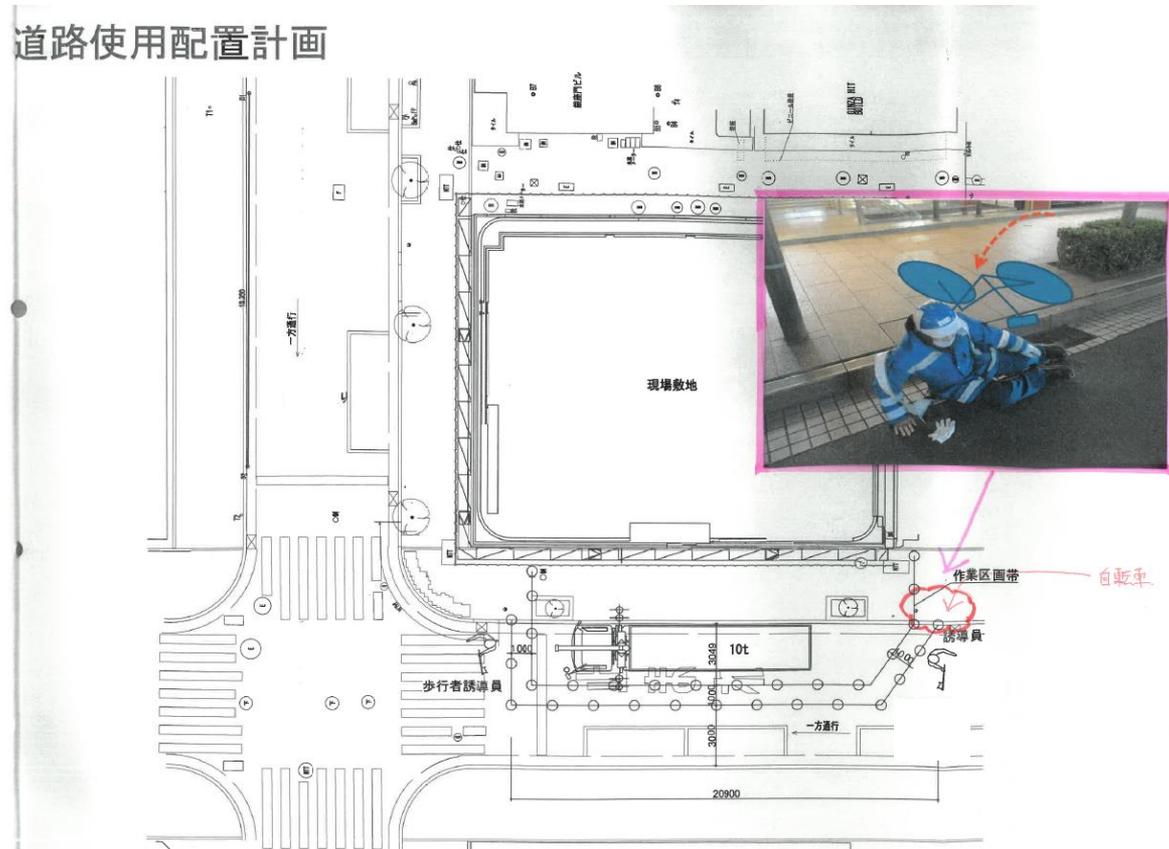
記

1. 道路使用に伴う第三者用の通路は、段差を解消する等転倒防止を図ること。
2. 状況に応じて、自転車に乗った第三者に対しては、自転車から降りて通行していただくよう誘導すること。

以上

(第三者災害) 道路使用個所を避けようとした際に自転車で転倒した

◇ 発生日時： 2021年1月9日 (土) 午前2:50分頃



【発生状況】

現場前の歩道で、夜間道路使用を許可された搬入作業を行っているとき、歩道が通行できないため、歩道から車道へ第三者の通行人が自転車に乗ったままで降りようとした際に、歩道と車道の段差部分で転倒した(左小指擦り傷)。

(第三者災害) 自転車に乗った第三者が歩車道ブロックの段差で転倒した

◇ 発生日時 : 2021年1月13日 (水) 午前11:55分頃



【発生状況】

道路使用のため、歩行者通路をカラーコーンで区画していたが、自転車に乗った第三者が車道から歩道に上がろうとしたときに歩車道ブロックの段差で転倒した(右足大腿骨頸部骨折)。